

	<p>である。(その根拠：)</p> <p>()私(当社)が製造していない類の商品である。</p> <p>()【合理的な根拠を記載】</p> <p>(b)以下の理由により、本件は業としての行為に該当します。 【業要件に該当する理由を記載】</p> <p>(c)侵害情報に係る商品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品です。</p> <p>(d)侵害情報に登録商標と同一又は類似の商標が付されています。</p>
7 ガイドラインの対象とする権利侵害の態様以外のもの の場合	(権利侵害の態様を適切・詳細に記載する)
8 .その他参考となる事項	

上記内容のうち、【5及び6】の項目については、証拠書類を添付します。
また、上記内容が、事実と相違ないことを証します。